

令和6年度「学生ボランティアサークル助成事業」要項

1 目的

本事業は、肢体不自由児の参加があるボランティア活動を行う学生ボランティアサークルに対して助成を行い、肢体不自由児の援護を図ることを目的とする。

2 実施主体

公益財団法人 新潟県肢体不自由児協会

3 活動主体及び助成対象

ボランティア活動をおこなう県内の大学、短期大学及び医療・教育・社会福祉系専門学校の学生ボランティアサークルのうち、下記に該当するもの。

(肢体不自由児の参加がある活動が、年1回以上あることが要件となります)

- ① 会員数 3人程度以上
- ② 活動回数 1回の活動人数がおおむね3人以上であること。
- ③ 助成の対象となる主な活動内容
 - ア 手足の機能回復訓練の補助
 - イ 社会性の育成の助長
 - ウ 学習指導
 - エ レクリエーション活動
 - オ 外出時の介助
 - カ 身の回りの世話
 - キ その他必要な援助

※学生同士の交流を深めるための活動などは助成の対象としない。

4 助成額 1サークルあたり5万円以内

5 申請方法及び提出期限

別紙『「学生ボランティアサークル助成事業」申請等に必要な書類について』に基づき書類を作成し、令和6年5月31日(金)必着で提出すること。また、別途活動案内等詳細の分かるものがあれば、申請時に添付すること。

6 助成の決定について

申請書等を精査し、適当と認めたサークルに対し6月下旬頃交付決定を行う。助成金はサークルの口座に振込もしくは現金書留にて送金する。

助成対象となったサークルは、助成額を確定させるため、今年度実施事業の終了後、事業実施報告書や活動の分かる写真、事業にかかった経費全ての領収書(コピー可)、交通費に関しては、ガソリン代のレシートや公共交通機関利用の場合は乗車駅・降車駅・運賃等を記入したものを当協会に提出すること。ただし、支出が助成金より上回った場合、提出する領収書等は助成金の範囲内で可とする。

7 その他

実施報告書が提出されない場合、当協会の助成金額よりも助成対象事業のための支出が下回った場合、助成対象事業以外の目的に使用したと認められる場合は、助成金の一部または全額を返還させることがある。

サークルの卒業生へのプレゼント等は助成対象外となるので、主に肢体不自由児とのレクリエーション活動等に支出をすること。